

第39号議案

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

円	円
2,580	2,650
12,900	13,260
19,360	19,910
38,680	39,780
1,610	1,650
3,380	3,470
5,140	5,280
10,300	10,590
1,900	1,950
3,990	4,100
6,060	6,230
12,160	12,500

を に、「410円」

を「420円」に、「630円」を「640円」に、「480円」を「490円」に、「740円」

を「760円」に、

1,310	1,340
2,580	2,650
3,890	4,000
7,740	7,960
1,250	1,280
1,580	1,620

を に改め、別表第1の2

750	770
1,040	1,060
500	510
690	700
250	250
340	350

の表中「2,300円」を「2,360円」に、「2,550円」を「2,620円」に改め、別表第1の3中「510円」を「520円」に改める。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

区 分			使 用 料			
			貸切りの場合			貸切りでない場合
			午前9時から午後5時まで 1時間までごと	午後5時から午後9時まで 1時間までごと		1人1施設1回につき
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	円 3,300	円 4,610	(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	
		入場料を徴収する場合	16,560	23,190		
アリーナ	アマチュアスポーツ以外に使用する	入場料を徴収しない場合	24,860	34,810	50円	
		入場料を徴収する場合	49,710	69,600	(2) 大学の学生又はこれに準ずる者 110円	

	場合	収める場合			(3) 前2号に掲げる者以外の者(3歳未満の者を除く。)
多目的ルーム又はフィットネスルーム		430	640		160円
キッズルーム		840	1,200		
トレーニングルーム		830	1,170	(1) 中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者 (2) 大学の学生又はこれに準ずる者 (3) 前2号に掲げる者以外の者(未就学児及び小学校の児童を除く。)	70円 160円 240円
会議室		310	440		
研修室		520	730		

別表第2の1の表の備考第3号中「競技場」を「アリーナ」に改め、別表第2の2の表中「2,300円」を「2,360円」に、「5,750円」を「5,910円」に改める。

別表第3の1の表中	円	円	を
	1,950	2,680	
	6,780	9,420	
	10,150	14,300	

23,830	36,390
510	710
510	710

円	円
2,000	2,750
6,970	9,680
10,440	14,700
24,510	37,420
520	730
520	730

に改め、別表第3の2の表中「1,770円」を

「1,820円」に、「2,300円」を「2,360円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立体育館の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。